

乙部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

乙部町長 寺 島 努

## 乙部町条例第 4 号

乙部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

乙部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年乙部町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し及び同条並びに第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「者」を「所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「者」を「所」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「、」を「及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「者」を「所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

**第 22 条の 2** 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 26 条後段を削る。

第 27 条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。